

条例公示第 8 号

教区制の一部を改正する条例を次のように公示する。

2025年6月27日

宗務総長 木 越 渉  
参 務 古 賀 堅 志  
参 務 長 峯 顕 教  
参 務 佐々木 高  
参 務 轡 田 普 善  
参 務 山 田 孝 彦

教区制の一部を改正する条例

教区制（1991年条例公示第8号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「総選挙の日から」を削る。

第56条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第59条に次の1項を加える。

- 7 参議会議員選挙条例（1982年条例公示第3号）第6条の規定による選挙の結果により、新たに役員を選出が必要となったときは、同条例第20条第2項の規定により、あらためて教区門徒会を招集することなく、当該教区門徒会において直ちに選出することができる。

別表中

「

山陽教区
四国教区

」

を

「

山陽四国教区
--------

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、2025年7月1日から施行する。

2 この条例施行の際、従前の規定による山陽教区及び四国教区は、この条例に定める山陽四国教区とする。